

# シックハウス対策壁紙品質情報管理システム運営規則

制 定 2004年8月24日

最終改正 2023年5月1日

## 第1章 総 則

(目 的)

### 第1条

本規則は、建築基準法並びに関連法規によるシックハウス対策における壁装材料の製造、輸入、販売、施工等の取扱いにあたり、一般社団法人 日本壁装協会（以下、「協会」という。）のシックハウス対策壁紙品質情報管理システム（以下、「品質情報管理システム」という。）を運営するために必要な事項を定め、これに参加するものが相互に遵守すべき事項を定めたものである。

(用 語)

### 第2条

- ・ホルムアルデヒド発散等級F☆☆☆☆とは、建築基準法で規制対象となる建材で、内装仕上げにおいて使用面積が制限を受けないものをいう。
- ・ホルムアルデヒド発散等級F☆☆☆とは、建築基準法で規制対象となる建材で、内装仕上げにおいて使用面積が制限されるものをいう。

(適 用)

### 第3条

下記①～④の条件を満たす壁紙を取扱い、品質情報管理システム並びにシックハウス対策壁紙品質情報検索システム（以下、「検索システム」という。）に参加するものに対し適用する。

- ① マーク認証工場で製造されたF☆☆☆☆の JIS 表示壁紙
- ② JIS マーク認証工場で製造された旧 JIS マーク表示壁紙のうち JIS マーク+ガラスデシケーター法でホルムアルデヒドの放散量が  $0.2\text{mg/L}$  以下であることを証する試験成績書のある壁紙
- ③ 国土交通大臣より建築基準法の規制対象外F☆☆☆☆と認定された壁紙
- ④ 国土交通大臣より建築基準法の第3種ホルムアルデヒド発散建築材料F☆☆☆と認定された壁紙

※①、②を以下「JIS 認証」という。③、④を以下「大臣認定」という。

(対 象)

### 第4条

シックハウス対策壁紙として品質情報管理システム並びに検索システムに登録

されたものを対象とする。

- (1) 品質情報管理システムとは、JIS 認証又は大臣認定の認定情報を管理するものである。
- (2) 検索システムとは、適用壁紙の商品情報を管理するものであり、その情報をウェブサイト上で公開するものである。

(協会の業務範囲)

#### 第5条

協会は、品質情報管理システムに登録したものが適正な取扱い、性能表示を行うために相互に遵守すべき事項を協会規則として定め、それに付帯する実務を行う。

## 第2章 登 録

(品質情報管理システムへの登録)

#### 第6条

認定情報の登録に当たって以下の書類を提出する。

(1) JIS 認証情報の登録

- ① シックハウス対策壁紙登録申請書 JIS 認証用 (書式-WA501 号 JIS)
- ② JIS マーク認証工場・日本工業規格表示認定書の写し (認証工場別)
- ③ 素材構成・構成断面図
- ④ ③に対応する試験成績書 (公的試験機関又は自社試験による)
- ⑤ 壁紙サンプル (A 4 版程度)
- ⑥ その他登録に際し壁紙品質情報管理システム運営委員会 (以下、「運営委員会」という。)が必要とした書類

(2) 大臣認定情報の登録

- ① シックハウス対策壁紙登録申請書大臣認定用 (書式-WA501 号大臣)
- ② 大臣認定書の写し
- ③ 素材構成・構成断面図
- ④ ③に対応する試験成績書 (公的試験機関又は自社試験による)
- ⑤ 壁紙サンプル (A 4 版程度)
- ⑥ その他登録に際し運営委員会が必要とした書類

(3) 非会員による (1)、(2) の登録に際しては以下の書類の提出を行う。

- ① 会社案内
- ② 自社における品質管理の要項
- ③ 誓約書
- ④ 担当者登録届 (書式-WA306 号)
- ⑤ シックハウス対策壁紙商品番号登録申請書 (書式-WA502 号)

(登録の審査)

第7条

- (1) 登録に関する審査は、運営委員会の判断による。なお、運営委員会が、提出資料に問題が無いと判断した場合は、日本壁装協会事務局（以下、「事務局」という。）に扱いを委ね、品質情報管理システムに登録することとする。
- (2) 運営委員会の審査により提出書類に不備があった場合は、追加資料を申請者に提出させることができる。審査結果は事務局より連絡することとする。なお、申請者の再申請は妨げないものとし、審査に異議がある場合については、書面を以って運営委員会で直接説明できるものとする。

(登録通知書作成)

第8条

品質情報管理システムに新規登録または登録更新する認定については登録申請者に対して、下記の通知書を発行する。

- ① ホルムアルデヒド対策壁紙登録通知書（JIS）（書式-WA701号）
- ② ホルムアルデヒド対策壁紙登録通知書（大臣）（書式-WA702号）

(登録の更新)

第9条

登録申請者が、認定情報の登録更新を希望する場合、会計年度毎に更新手続きを必要とする。登録更新に当たって以下の書類を提出する。

- ① 壁紙品質情報管理システム登録更新申請書（書式 WA-708号）
- ② その他登録更新に際し運営委員会が必要とした書類

(登録の失効)

第10条

登録の失効は以下の場合とする。

- ① 登録申請者が認定を失ったとき。
- ② 登録申請者が解散、廃業、倒産したとき。
- ③ 登録された認定情報に偽りがあったとき。

(検索システムへの登録)

第11条

商品情報の登録に当たっては以下の書類を提出する。

- ① 見本帳収録商品の商品情報登録
  - ・見本帳情報登録シート（書式-WA901号）
  - ・見本帳収録商品情報登録シート（書式-WA902号）
- ② 見本帳に未収録商品の商品情報登録
  - ・商品情報登録シート（書式-WA903号）

(登録の失効)

第 12 条

登録の失効は以下の場合とする。

- ① 登録申請者が商品の製造又は販売を中止したとき。
- ② 認定取得者が認定を失ったとき。
- ③ 登録した見本帳の有効期間が経過したとき。
- ④ 登録した商品の有効期間が経過したとき。
- ⑤ 登録申請者が解散、廃業、倒産したとき。
- ⑥ 登録された商品に偽りがあったとき。
- ⑦ 登録された商品が性能を有していないことが確認できたとき。

第 3 章 登録の変更

(登録の変更)

第 13 条

検索システムに登録した商品情報は、変更することができない。

2. 前項にかかわらず、ホルムアルデヒド発散等級情報を登録した者が倒産したこと等の商品情報を登録した者にとって予期することができない事由により、既登録商品情報のシックハウス商品情報が失効した場合、ホルムアルデヒド発散等級が変わらないことを条件に当該登録商品番号に紐づくシックハウス商品情報を変更できる場合がある。

3. 商品情報の登録者が前項により登録変更を申請する場合は、以下の書類を提出する。

(1) 商品情報変更申請書 (書式-WA308-1 号、書式-WA308-2 号)

(2) 誓約書 (書式-WA307 号)

(3) その他、運営委員会が必要とする書類

(登録変更の審査)

第 14 条

前条第 3 項の書類が提出された段階で、運営委員会は、以下の各事項について審査のうえ決定する。

(1) 登録変更の可否

(2) 登録変更の時期

(3) その他の付帯条件

(ヒアリング)

第 15 条

運営委員会は、必要に応じ、関係者へのヒアリングを行うことができる。

## 第4章 表示

認定取得者は、適切な性能表示のため以下の方法にてその性能の表示を行うこととする。

(製品情報ラベル)

### 第16条

製品情報ラベルとは、認定取得者が JIS 認証及び大臣認定の認定条件に従って製造した壁紙を商品として出荷する際に、そのホルムアルデヒド等級を示すものである。製品情報ラベルには、以下の項目を表示することを標準とする。

(1) JIS 認証用

- ① 製造者名
- ② ホルムアルデヒド等級
- ③ JIS マーク
- ④ JIS 認証番号
- ⑤ 材料構成
- ⑥ 品番
- ⑦ ロット番号
- ⑧ 寸法
- ⑨ 販売元

(2) 大臣認定用

- ① 認定取得者名
- ② ホルムアルデヒド等級
- ③ 大臣認定番号
- ④ 材料構成
- ⑤ 品番
- ⑥ ロット番号
- ⑦ 寸法
- ⑧ 販売元

製品情報ラベルは、協会から有料にて購入するか、自社にて作成を行うものとする。自社で作成する場合は、認定情報を登録する際に見本を協会に提出しなければならない。

(シックハウス対策品ラベル)

### 第17条

販売業者が、製品情報ラベルの貼付のある製品を裁断して販売する場合、必要書類を提出し運営委員会によるシックハウス対策表示資格審査を受け認可された場合、協会発行のシックハウス対策品ラベルを商品に貼付することができる。提出書

類は以下のものとする。

(1) 表示資格の登録

- ① シックハウス対策表示資格審査申請書（書式-WA504号）
- ② 誓約書（書式-WA504-1号）
- ③ 倉庫内濃度測定結果・報告書（書式-WA506号）
- ④ シックハウス対策壁紙試験結果・報告書（書式-WA507号）
- ⑤ 「室内空気汚染対策のための壁紙取扱・保管規程」に準ずる社内規約類  
その他登録に際し運営委員会が必要とする書類

(2) 表示資格登録証の発行

運営委員会で承認されたものについては申請者へ「シックハウス対策表示資格登録証」（書式-WA505号）を発行する。

(3) 表示資格の管理

表示資格を得たものは、下記のことを行うものとする。

- ① シックハウス対策品ラベルの使用状況を管理し、残数を年1回、報告する。
- ② 提出した規定類に基づく試験結果を年1回報告する。
- ③ シックハウス対策品ラベルを貼る際には、必ず出荷ラベル（品番、ロット、数量）を貼らなければならない。

(4) 表示資格の失効

- ① 表示の事実と反した方法で使用したとき。
- ② 表示資格者が解散、廃業、倒産したとき。
- ③ 表示資格者が裁断をして販売するのをやめたとき。
- ④ 運営委員会が、表示資格者の取扱い保管・管理において重大な問題があると判断したとき。

(5) ラベル残数の返却

前項に該当し表示資格を失った販売業者は、シックハウス対策品ラベルの残数がある場合は、協会にこれを返却するものとする。この場合、協会は返却枚数に見合うシックハウス対策品ラベル代金の返却は行わない。又、返却経費は当該販売業者が負担するものとする。

## 第5章 検 査

(自主検査)

### 第18条

品質管理、性能保証は、認定取得者自身の責任において行われるもので、運営委

員会は、品質の情報管理を受け持つものとする。そのため認定取得者は、毎年、検索システムに登録している壁紙の性能確認を行わなければならない。運営委員会は、必要に応じて、性能確認に関する書類の提出を求める事が出来る。これにより運営委員会は、適切な品質が保たれているかどうかの情報管理を行うものとする。

(抜取り検査の実施)

#### 第 19 条

運営委員会は情報管理の一環として市場流通品から検索システム登録商品を入力し公的試験機関で試験を実施する。抜取り検査の実施要領は別に定める。

- ① 結果は無記名で公表する。公表方法については、運営委員会で提案し、運営委員会に諮る。
- ② 不合格の場合は当該会員に通知し改善を求める。
- ③ 本条第 2 項にも関わらず、改善されなかった場合は登録失効の処置がとられるものとする。

## 第 6 章 料 金

(料 金)

#### 第 20 条

- (1) シックハウス対策壁紙の登録に関わる料金は、別表 1 による。
- (2) シックハウス対策壁紙の表示 (ラベル) に関わる料金は、別表 2 による。

## 第 7 章 責 任

(責任の範囲)

#### 第 21 条

- (1) 品質管理、性能保証は、品質情報管理システムに登録した申請者の責任において行われるものとする。
- (2) 壁紙製造業者は、ホルムアルデヒド対策壁紙を製造し、流通・販売業者に届けるまでは、当該壁紙が、ホルムアルデヒドにより移染及び汚染しないように管理するものとする。
- (3) 流通・販売業者は、壁紙が入荷した時点で製品情報ラベルが貼付されていることを確認し、販売時まで移染及び汚染しないように保管することとする。なお、正反で出荷する場合は、製品情報ラベルが貼付されていることを確認し、商品出荷ラベルを貼付することとする。カット (裁断) して販売する場合は、品番が検索システムに登録されていることを確認し、シックハウス対策品ラベル及び商品出荷ラベルを貼付することとする。壁紙のカット販売及び施工現場への配送は、流通・販売業者の責任とし、この段階でホルムアル

デヒドにより移染及び汚染しないように管理するものとする。

(表 示)

#### 第 22 条

- (1) 第 3 章に定める表示を事実を反し、又は誤認を生ずる恐れのある方法で使用してはならない。
- (2) 表示から生ずる一切の責任を協会は負わない。
- (3) (1) の事実が判明した場合、協会は速やかに登録の抹消を行い、検索システムから当該製品等の削除を行うことができる。又、原因の究明と改善書の提出を求めることができる。
- (4) 原因の究明及び改善書の究明が行われない場合は、その虚偽の表示に係る態様及び虚偽の表示を行ったものの名称、その他必要事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な処置をとることができる。
- (5) 協会は、登録されていない製品に本表示がされていることが判明した場合、その虚偽の表示に係る様態及び虚偽の表示を行ったものの名称、その他必要事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な処置をとる等、本制度の適正な運用に努めることとする。

(情報開示)

#### 第 23 条

協会は、安全・環境に配慮した壁紙の供給の促進を図ることを目的とするため、検索システムにより商品番号、製造業者名及びホルムアルデヒド発散等級等を公開する。登録されている商品の情報は壁紙品質情報管理システム登録確認書として印刷でき、一般に提供するものとする。

#### 附 則

1. 本規則は、2004 年 8 月 24 日から運用する。
2. 本規則の改正は、2023 年 5 月 1 日から施行する。
3. 本規則の施行に伴い、施行以前の「ホルムアルデヒド発散等級表示規定」及び「ホルムアルデヒド対策壁紙の検索システム登録規制」の規約は無効とする。
4. 本規則の運用にあたって、疑義が生じた場合は、運営委員会の判断による。
5. 本規則は、国土交通省の定める関係法令並びに技術基準の改正に従い、改正するものとする。
6. 本規則の改廃は、理事会で決議する。

#### 細 則

1. 本細則は、シックハウス対策壁紙の検索システムに登録された壁紙を製造・流通・販売・施工するに際して確認を円滑に運用するために使用する様式を定める。
2. 試験成績書のコピー用紙は、書式-WA601 号を使用する。
3. 壁紙品質情報管理システム登録確認書は、書式-WA603 号を使用する。

4. 認定情報の登録、表示ラベルの価格等は別表1、2に定める。

別表1

1	登録更新審査料金※		0円	日本壁装協会 会員
			120,000円	非会員（年間）
2	登録料	シックハウス対策商品番号	100円	商品番号1点つき
		ホルムアルデヒド対策壁紙	1,000円	認定分類コード1件つき（年間）
		保管場所	1,000円	保管場所1ヶ所につき（年間）

※審査料金

- ・ホルムアルデヒド対策壁紙 製造工場又は製造者の審査
- ・ホルムアルデヒド対策壁紙 流通、販売、保管者の審査

別表2

1	シックハウス対策品ラベル		1.2円	日本壁装協会 会員	1枚
			10円	非会員	
2	製品表示ラベル (製品情報ラベル+ 防火製品表示ラベル)	(JIS) 赤・無色	3円	1枚	
		(大臣認定) 赤・無色			

1. シックハウス対策品ラベル交付申請書は、書式-WA403号を使用する。
2. 製品表示ラベル交付申請書は、書式-WA401号を使用する。